

再資源化事業者の認定の状況について

再資源化事業の内容の基準<施行規則第4条>

【法第10条第3項第1号】

再資源化事業の内容が、基本方針に照らし適切なものであり、かつ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

【施行規則第4条 再資源化事業の内容の基準】

- ① 使用済小型電子機器等の引取りから処分が終了するまでの一連の行程が明らかであること。
- ② 使用済小型電子機器等から密閉形蓄電池等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し、当該密閉形蓄電池等の処理を自ら行うか、又は当該処理を業として行うことができる者に引き渡すこと。
- ③ 使用済小型電子機器等からフロン類を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し、当該フロン類の破壊を自ら又は他人に委託して適正に行うこと。
- ④ 破碎、選別その他の方法により、使用済小型電子機器等に含まれる鉄、アルミニウム、銅、金、銀、白金、パラジウム及びプラスチックを高度に分別して回収し、当該回収により得られた物(以下「回収物」という。)に含まれる次に掲げる資源の再資源化、熱回収又は安定化(以下「再資源化等」という。)を自ら行うか、又は当該再資源化等を業として行うことができる者に当該回収物を引き渡すこと。
鉄、アルミニウム、銅、金、銀、白金、パラジウム、セレン、テルル、鉛、ビスマス、アンチモン、亜鉛、カドミウム、水銀、プラスチック
- ⑤ 個人情報記録されている使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分に当たっては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。
- ⑥ 使用済小型電子機器等の処理を委託する場合は、その業務の範囲及び責任が明確であり、その委託先の監督について、申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置を講じていること。
- ⑦ 使用済小型電子機器等の再使用を行う場合は、当該使用済小型電子機器等が適正に動作することを確認すること等により、再使用を適正に行うこと。

※「高度に分別」とは、破碎、選別等によって得られた回収物が、鉄系回収物であれば電気炉等の製鉄事業者、アルミニウム系回収物であればアルミニウム精錬事業者、銅、金、銀、白金、パラジウム系回収物であれば非鉄金属製錬事業者に売却が可能となるレベルまで、分離が可能であること。プラスチックについては、再資源化又は熱回収を実施することが可能となるレベルまで、分離が可能であること。
(「認定申請の手引き」より)

- ⑧ 再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。

再資源化事業計画の認定の基準<施行規則第5条・第6条>

【法第10条第3項第2号】

前項第4号に掲げる区域が、広域にわたる使用済小型電子機器等の収集に資するものとして主務省令で定める基準に適合すること。

【施行規則第5条 区域の基準】

指標	基準
都道府県数 (右のいずれか)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接する3都府県以上 ・ 北海道、北海道・青森県、北海道・青森県・秋田県もしくは岩手県 ・ 沖縄県、沖縄県・鹿児島県、沖縄県・鹿児島県・熊本県もしくは宮崎県
人口密度	当該地域における人口密度 1,000人/km ² 未満

- 採算性の観点:回収金属の売却益により再資源化を実施する本制度において、円滑に制度を施行するためにはある程度広域で事業を実施する必要があることから、事業対象とする都道府県数の下限値を設定する。
- 公平性の観点:人口密集地域のみを対象としたいいわゆる“いいとこ取り”を回避することが空白地域を生じさせない上で重要であることから、人口密度の上限値を設定する。

【法第10条第3項第3号】

申請者及び前項第六号に規定する者の能力並びに同項第七号に掲げる施設及び同項第八号に規定する施設が、再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。

【施行規則第6条 認定事業者の能力、施設に係る基準】

- ・ 再資源化事業を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること
- ・ 再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること
- ・ 周辺的生活環境保全上の支障がないように措置を講じた施設であること
- ・ 使用済小型電子機器等の再資源化及び処分に適する施設であること 等

収集・運搬時の表示等<施行規則第8条>

【施行規則第8条 表示等】

認定事業者等は、運搬車を用いて当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行うときは、次に掲げる事項を当該運搬車の外から見やすいように表示するものとする。

- 一 当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- 二 認定番号
- 三 当該収集又は運搬を行う者の氏名又は名称

※ 認定事業者等は、使用済小型電子機器等の回収車両等に認定事業者マークを表示することで、消費者等に対して、制度に則して使用済小型電子機器等の収集・運搬をしていること明示することができる。



小型家電

大臣認定 第0001号

認定事業者等は、運搬車を用いて当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行うときは、当該運搬車に次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録を備え付けるものとする。

- 一 当該収集又は運搬を行う者が認定計画に記載された法第十条第二項第六号に規定する者である旨
- 二 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

使用済小型電子機器等の引取りに応じる義務<法第12条、施行規則第14条>

【法第12条 使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務】

認定事業者は、第十条第二項第四号に掲げる区域内の市町村から、当該市町村が分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済小型電子機器等を引き取らなければならない。

※基本的には、使用済小型電子機器等として政令指定されている品目全てについて引取義務がある。

【施行規則第14条 認定事業者が使用済小型電子機器等の引取りを拒める正当な理由】

法第12条の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 天災その他やむを得ない事由により使用済小型電子機器等の引取りが困難であること。
- 二 当該使用済小型電子機器等の引取りにより当該認定事業者が行う使用済小型電子機器等の適正な保管に支障が生じること。
- 三 当該使用済小型電子機器等の引取りの条件が使用済小型電子機器等に係る通常取引条件と著しく異なるものであること。
- 四 当該使用済小型電子機器等の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。

※ 市町村が分別して収集していない使用済小型電子機器等については、そもそも引取義務は発生しない。

※ 通常取引条件として、品位や分別の程度に応じた価格設定を行うことや、離島など特に収集運搬費用が高額になる場合に別途価格設定を行うことはあり得る。

認定事業者の再資源化の実施状況報告<施行規則第15条>

【施行規則第15条 報告】

認定事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る再資源化事業の実施の状況に関し、以下事項を記載した報告書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 次に掲げる数量又は重量
 - イ 当該一年間に引き取った使用済小型電子機器等の数量
 - ロ 当該一年間に引き取った携帯電話端末及びPHS端末並びにパーソナルコンピュータの数量
 - ハ 当該一年間に回収した密閉形蓄電池等の数量及びフロン類の重量
 - ニ 当該一年間に使用済小型電子機器等の再資源化等により得られた資源の種類ごとの重量
 - ホ 使用済小型電子機器等の再使用を行った場合にあっては、再使用を行った小型電子機器等の全部又は一部の種類ごとの数量

認定事業者一覧（1/3）（平成26年11月末現在）

○平成25年6月以降、これまでに38社の再資源化事業計画を認定。認定事業者の収集区域は全ての都道府県をカバーしている。

認定時期	事業者名	住所	収集区域
H25.6	大栄環境株式会社	大阪府和泉市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県
	日本磁力選鉱株式会社	福岡県北九州市	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	ハリタ金属株式会社	富山県高岡市	富山県、石川県、福井県
	株式会社紅久商店	愛知県豊橋市	福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
	株式会社リーテム	東京都千代田区	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
	共英製鋼株式会社	大阪府大阪市	島根県、広島県、山口県
	株式会社イボキン	兵庫県たつの市	京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県
	金城産業株式会社	愛媛県松山市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
	木村メタル産業株式会社	愛知県小牧市	栃木県、群馬県、埼玉県、岐阜県、愛知県、三重県
	トーエイ株式会社	愛知県知多郡	東京都、神奈川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
	トヨキン株式会社	愛知県豊田市	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	株式会社マテック	北海道帯広市	北海道
	ミナミ金属株式会社	石川県金沢市	石川県、福井県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県
株式会社アビツ	愛知県名古屋市	長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	

認定事業者一覧（2/3）（平成26年11月末現在）

認定時期	事業者名	住所	収集区域
H25.8	株式会社エコリサイクル	秋田県大館市	青森県、秋田県、岩手県
	三井物産株式会社	東京都千代田区	全国（茨城県、千葉県、新潟県、沖縄県は除く）
	スズクホールディングス株式会社	東京都千代田区	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
	株式会社エコネコル	静岡県富士宮市	東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
	平林金属株式会社	岡山県岡山市	兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県
	柴田産業株式会社	福岡県久留米市	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
H26.1	株式会社市川環境エンジニアリング	千葉県市川市	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
	株式会社フューチャー・エコロジー	東京都大田区	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県
	豊富産業株式会社	富山県滑川市	新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県
	リネットジャパン株式会社	愛知県大府市	全国
	株式会社アール・ビー・エヌ	兵庫県姫路市	大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県
	安田金属株式会社	広島県廿日市市	島根県、広島県、山口県
	株式会社シンコー	長崎県大村市	福岡県、佐賀県、長崎県
株式会社拓琉金属	沖縄県浦添市	沖縄県	

認定事業者一覧（3/3）（平成26年11月末現在）

認定時期	事業者名	住所	収集区域
H26.2	JX金属苫小牧ケミカル株式会社	北海道苫小牧市	北海道
	ニッコー・ファインメック株式会社	岩手県一関市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
	株式会社エコ計画	埼玉県さいたま市	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
	JX金属商事株式会社	東京都中央区	群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、広島県、山口県、福岡県、熊本県、大分県
	JX金属敦賀リサイクル株式会社	福井県敦賀市	福井県、滋賀県、京都府
	豊通マテリアル株式会社	愛知県名古屋市	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
	三重中央開発株式会社	三重県伊賀市	岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県
H26.8	株式会社鈴木商会	北海道札幌市	北海道
	丸源起業株式会社	千葉県山武郡横芝光町	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県
	株式会社イー・アール・ジャパン	広島県広島市	北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

認定事業者の分布状況 (平成26年11月末現在)

